

一般国道 4 6 4 号北千葉道路(市川市～船橋市)に係る

環境影響評価方法書

(平成 3 0 年 9 月 2 1 日諮問)

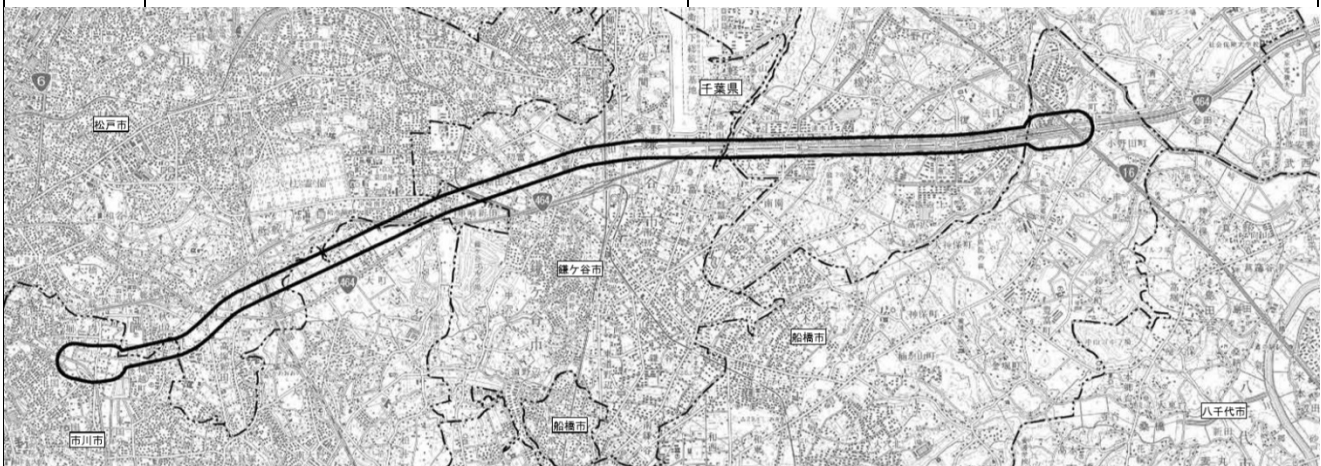
論点整理 (たたき台)

第 1 章	都市計画対象道路事業の名称	p. 2
第 2 章	都市計画決定権者の名称	p. 2
第 3 章	都市計画対象道路事業の目的及び内容(事業特性)	p. 2～p. 5
第 4 章	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況(地域特性)	
4. 1	自然的状況	
4. 2	社会的状況	p. 6～p. 10
第 5 章	配慮書における調査、予測及び評価の結果	p. 11
第 6 章	配慮書についての国交大臣意見と都市計画決定権者の見解	p. 12
第 7 章	配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解	p. 12～p. 15
第 8 章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
8. 1	専門家等による技術的助言	p. 16
8. 2	環境影響評価の項目	p. 16
8. 3	調査、予測及び評価の手法	p. 17～
	大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)(粉じん等)	p. 18
	騒音	p. 19
	低周波音	p. 19
	振動	p. 19
	水質	p. 20
	水文環境	p. 20
	地盤	p. 21
	その他の環境(日照障害)	p. 21
	動物	p. 22
	植物	p. 22
	生態系	p. 23
	景観	p. 24
	人と自然との触れ合いの活動の場	p. 25
	廃棄物等	p. 26

※ 当該資料は、検討の途中段階における論点を整理したものであり、今後の検討状況によって、内容に変更が生じる可能性があります。

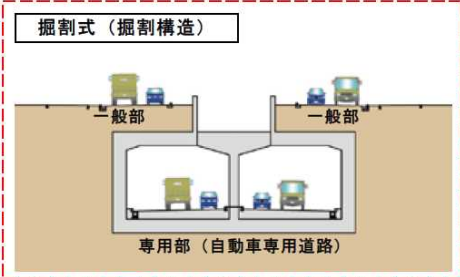
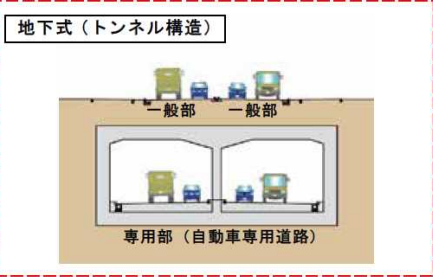
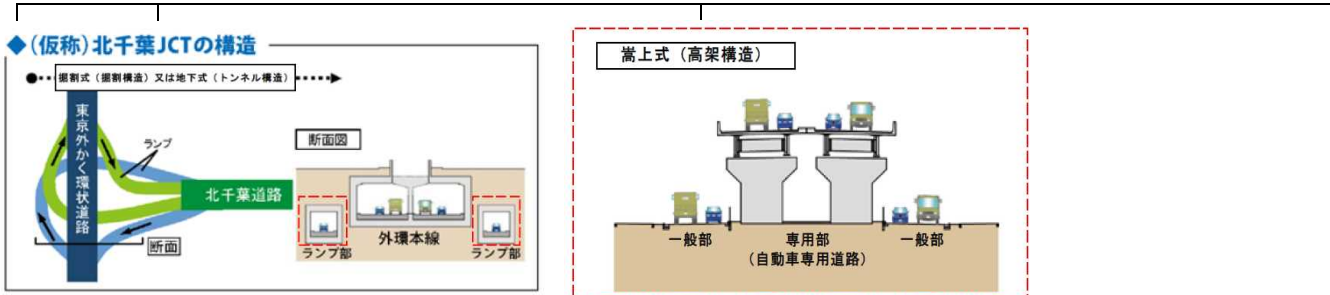
ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
1-1	第1章 都市計画対象道路事業の名称 一般国道464号北千葉道路 (市川市～船橋市)	
2-1	第2章 都市計画決定権者の名称 都市計画決定権者の名称：千葉県 代表者の氏名：千葉県知事 鈴木栄治 所在地：千葉市中央区市場町1番1号	【事業特性】 ・本事業の実施目的は、「成田空港等の拠点への広域高速移動の強化」「周辺道路の渋滞の緩和」「災害時の緊急輸送ネットワークの強化」とされていること。<配慮書と同じ>
3-1	第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性） 3.1 都市計画対象道路事業の目的 当該道路の政策目標 ・成田空港等の拠点への広域高速移動の強化 ・周辺道路の渋滞の緩和 ・災害時の緊急輸送ネットワークの強化	【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】（全般） ・計画交通量について、交通量の算定方法や推計に用いた交通ネットワーク等の前提条件を具体的に示すこと。なお、本事業は、「成田空港等の拠点への広域高速移動の強化」を目的の一つとしており、将来の成田空港の拡大等の影響を大きく受けると想定されることから、空港拡大等による交通量の増加等を考慮すること。
3-2		・本件道路の事業化に伴い、区画整理や道路の新設がなされる可能性が高い。少なくとも現時点で計画されているこれらの事業があるならば、それらを考慮した環境影響評価を行うべきである。(住民)
<p>都市計画対象道路事業実施区域 (千葉県市川市～船橋市、約15km)</p> <p>凡例 有料道路 国道 主要地方道 一般県道</p>		

<p>3-3</p> <p>3-5</p>	<p>3.2 都市計画対象道路事業の内容</p> <p>3.2.1 都市計画対象道路事業の種類 一般国道の改築</p> <p>3.2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置</p> <p>3.2.2.1 起終点 起点：千葉県市川市 終点：千葉県船橋市</p> <p>3.2.2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置 表 3.2.1 関係市（8市） 市川市、船橋市、松戸市、柏市、 八千代市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市</p> <p>図 3.2.1 都市計画対象道路事業実施区域の位置図</p>	
-----------------------	---	--



<p>3-7</p> <p>3-7</p> <p>3-7</p>	<p>3.2.3 都市計画対象道路事業の規模 延長：約 15km</p> <p>3.2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県市川市～鎌ヶ谷市 自動車専用道路（専用部）：4車線 一般国道（一般部）：4車線 ・千葉県鎌ヶ谷市～船橋市 自動車専用道路（専用部）：4車線 	<p>【事業特性】 ・ルート案については、昭和44年の都市計画決定区域を基本としたルート案以外は現実的ではないこととし、単一案が示されていること。 <配慮書と同じ></p> <p>【事業特性】 ・本事業は、市川市と成田市を結ぶ延長約43kmの幹線道路として計画されている北千葉道路のうち、市川市から船橋市までの約15km区間について、自動車専用道路（4車線）と一般国道（4車線）を一体的に整備するものであること。 <配慮書と同じ></p>
----------------------------------	---	---

<p>3-7</p>	<p>3.2.6 その他の都市計画対象道路事業の内容 3.2.6.2 都市計画対象道路事業に係る構造の内容 ・道路構造は、地表式（盛土構造、切土構造）、掘割式（掘割構造）、嵩上式（高架構造）、地下式（トンネル構造）を計画。</p> <p>3.2.6.3 休憩所の設置 ・本事業において、休憩所の設置の計画はありません。</p>	
<p>3-7</p>		
<p>3-9</p>	<p>3.3 その他の都市計画対象道路事業に関する事項 3.3.1 都市計画対象道路事業の経緯 （市川市～鎌ヶ谷市 約9km 区間） ・一般部（4車線）と専用部（4車線）の併設構造とし、専用部については、早期整備が可能な嵩上式（高架構造）を基本とするが、（仮称）北千葉JCTから約2kmの区間は東京外かく環状道路との連続性等を考慮し、掘割式（掘割構造）又は地下式（トンネル構造）とすることを検討。 ・また、北総鉄道との交差部周辺については、専用部は嵩上式（高架構造）又は地下式（トンネル構造）とすることを検討。</p> <p>（鎌ヶ谷市～船橋市 約6km 区間） ・整備済みの一般部（4車線）と専用部（4車線）の一体構造とすることを検討。</p>	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】（全般） ・対象事業実施区域の内、鎌ヶ谷市から船橋市までの間においては、一般部4車線が整備済みであることから、予測に当たっては、当該4車線の交通量の変化を適切に反映すること。</p>



3-11

整備イメージ(市川市～鎌ヶ谷市)



【事業特性】

・道路構造について、東京外かく環状道路と接続する区間は、連続性を考慮し、掘割構造(地下部)とし、それ以外は高架構造等としているが、詳細な事業計画は明らかになっていないこと。
 <配慮書と同じ>

【事業計画】

・検討中の道路位置(ルート)、道路構造、幅員等について、選定理由を含め詳細を明らかにすること。

【事業計画】

・事業計画の検討に当たっては、本事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減する計画とすること。

【事業計画】

・工事計画について、施工区域、施工工程等の詳細を明らかにすること。また、資材等運搬車両の経路の検討に当たっては、周辺の住環境に最大限配慮すること。

【事業計画】

・工事計画の策定に当たっては、可能な限り、温室効果ガス排出削減に寄与する工事方法、建設機械、資材等を選定すること。

整備イメージ
 (鎌ヶ谷市～船橋市(一般国道16号))

※幅員については、道路構造令の車道幅員、路肩等を基に計画。今後、詳細な道路構造については検討。

3.3.2 計画段階環境配慮書以降環境影響評価方法書までの経緯

・配慮書を平成30年1月16日に公表し、(中略)平成30年4月16日の国交大臣意見をもって、配慮書手続きを完了。

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等																																																																
<p>4-9</p> <p>4-20</p> <p>4-21</p>	<p>第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）</p> <p>4.1 自然的状況</p> <p>4.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況</p> <p>4.1.1.2 大気質の状況</p> <p>（一般局）</p> <p>0x；すべての年度で環境基準非達成</p> <p>PM2.5；年度により環境基準非達成</p> <p>S02；すべての年度で環境基準達成</p> <p>N02；すべての年度で環境基準達成</p> <p>一部の測定局で県目標非達成</p> <p>SPM；すべての年度で環境基準達成</p> <p>（自排局）</p> <p>CO；すべての年度で環境基準達成</p> <p>すべての年度で県目標達成</p> <p>SPM；すべての年度で環境基準達成</p> <p>すべての年度で県目標達成</p> <p>N02；一部の測定局で県目標非達成</p> <p>PM2.5；一部の測定局で環境基準非達成</p> <p>4.1.1.3 騒音、振動の状況</p> <p>(1) 環境騒音</p> <p>（市川市）34 地点のうち、環境基準値以下は 26 地点</p> <p>（松戸市）5 地点のうち、環境基準値以下は 4 地点</p> <p>(2) 自動車騒音</p> <p>（面的評価）昼間・夜間とも基準値以下の割合は、17.9%～100%</p>																																																																	
	<p>表 4.1.7(1) 自動車騒音調査結果（面的評価、平成 28 年度）</p> <table border="1" data-bbox="172 1529 927 1834"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区間</th> <th rowspan="2">道路名</th> <th rowspan="2">観測地点の住所</th> <th rowspan="2">評価区間の住所</th> <th colspan="2">等価騒音レベル（デシベル）</th> <th rowspan="2">評価区間の延長（km）</th> <th colspan="2">昼間・夜間とも基準値以下</th> <th rowspan="2">昼間のみ基準値以下</th> <th rowspan="2">夜間のみ基準値以下</th> <th rowspan="2">昼間・夜間とも基準値超過</th> </tr> <tr> <th>昼間^①</th> <th>夜間^②</th> <th>（%）</th> <th>（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>市川松戸線</td> <td>市川市市川3丁目23</td> <td>市川市市川2丁目21 ～ 市川市国府台2丁目3</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>0.9</td> <td>75.1</td> <td>24.9</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市川松戸線</td> <td>市川市国府台2丁目8</td> <td>市川市国府台2丁目3 ～ 市川市国府台4丁目7</td> <td>65</td> <td>67</td> <td>1.7</td> <td>84.7</td> <td>15.3</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>松戸原木線（1）</td> <td>市川市下貝塚3丁目30</td> <td>市川市大野町 ～ 市川市若宮3丁目48</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>2.7</td> <td>80.5</td> <td>19.5</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一般国道16号</td> <td>船橋市小室町902</td> <td>船橋市小室町 ～ 船橋市小野田町</td> <td>66</td> <td>65</td> <td>1.0</td> <td>17.9</td> <td>80.3</td> <td>0.0</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（要請限度）</p> <p>一般国道 6 号の 1 地点を除くすべての地点で要請限度以下の値</p>	区間	道路名	観測地点の住所	評価区間の住所	等価騒音レベル（デシベル）		評価区間の延長（km）	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過	昼間 ^①	夜間 ^②	（%）	（%）	1	市川松戸線	市川市市川3丁目23	市川市市川2丁目21 ～ 市川市国府台2丁目3	69	70	0.9	75.1	24.9	0.0	0.0		2	市川松戸線	市川市国府台2丁目8	市川市国府台2丁目3 ～ 市川市国府台4丁目7	65	67	1.7	84.7	15.3	0.0	0.0		3	松戸原木線（1）	市川市下貝塚3丁目30	市川市大野町 ～ 市川市若宮3丁目48	69	70	2.7	80.5	19.5	0.0	0.0		4	一般国道16号	船橋市小室町902	船橋市小室町 ～ 船橋市小野田町	66	65	1.0	17.9	80.3	0.0	1.7		
区間	道路名					観測地点の住所	評価区間の住所		等価騒音レベル（デシベル）					評価区間の延長（km）	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過																																															
		昼間 ^①	夜間 ^②	（%）	（%）																																																													
1	市川松戸線	市川市市川3丁目23	市川市市川2丁目21 ～ 市川市国府台2丁目3	69	70	0.9	75.1	24.9	0.0	0.0																																																								
2	市川松戸線	市川市国府台2丁目8	市川市国府台2丁目3 ～ 市川市国府台4丁目7	65	67	1.7	84.7	15.3	0.0	0.0																																																								
3	松戸原木線（1）	市川市下貝塚3丁目30	市川市大野町 ～ 市川市若宮3丁目48	69	70	2.7	80.5	19.5	0.0	0.0																																																								
4	一般国道16号	船橋市小室町902	船橋市小室町 ～ 船橋市小野田町	66	65	1.0	17.9	80.3	0.0	1.7																																																								

4-31	<p>(4)振動の状況 すべての地点で要請限度以下の値となっている。</p>	
4-39	<p>4.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況 4.1.2.2 水質の状況 <u>平成27年度における調査結果</u> (環境基準非達成) ・BOD：八千代橋（印旛放水路（上流）） ・大腸菌群数 ：新葛飾橋（江戸川）、矢切取水場（江戸川）、市川橋（江戸川） ・全亜鉛 ：桑納橋（桑納川）、八千代橋（印旛放水路（上流）） それ以外の項目については、いずれの地点も環境基準を達成。</p>	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 （水質） ・公共用水域の水質状況について、平成27年度の水質測定結果が示されているが、図書作成時点での最新の結果に訂正した上で、適切に現況を把握すること。</p>
4-46	<p>4.1.2.4 地下水の状況 (概況調査結果) 30地点のうち5地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で環境基準非達成。 それ以外の項目については、いずれの地点も環境基準を達成。 (継続監視調査結果) クロロフェン、1,1-ジクロロフェン、1,2-ジクロロフェン、トリクロロフェン、テトラクロロフェン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で環境基準が非達成の地点がみられる。 (要監視項目調査) すべての地点で指針値を達成。</p>	
4-68	<p>4.1.3 土壌及び地盤の状況 4.1.3.2 地盤沈下の状況 対象事業実施区域及びその周辺における地盤沈下の変動量は、13.5～-7.9mm</p>	
4-77	<p>4.1.4 地形及び地質の状況 対象事業実施区域の西側の国分川周辺では谷底平野が、中央の天津川周辺と東側の神崎川周辺では谷底平野・氾濫平野が広がっている。</p>	

	<p>4.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p> <p>4.1.5.1 動物の状況</p> <p>(1) 動物相の状況</p> <p>① 哺乳類 重要な哺乳類は、4目7科7種</p> <p>② 鳥類 重要な鳥類は、16目38科113種</p> <p>③ 両生類・爬虫類 重要な両生類 2目4科6種 重要な爬虫類 2目6科12種</p> <p>④ 魚類 重要な魚類 7目9科21種</p> <p>⑤ 昆虫類 重要な昆虫類 11目77科225種</p> <p>⑥ クモ類 重要なクモ類 1目5科9種</p> <p>⑦ 多足類 重要な多足類 2綱2目2科2種</p> <p>⑧ 陸産貝類 重要な陸産貝類 1目2科2種</p> <p>⑨ 底生動物（水産甲殻類・水産貝類） 重要な水産甲殻類 1綱1目6科10種 重要な水産貝類 2綱8目20科27種</p> <p>(2) 動物の重要種確認位置、注目すべき生息地等の状況</p>	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (動物・植物・生態系)</p> <p>・動植物・生態系について、関係市が実施した自然環境に関する調査報告書等を確認した上で、適切に地域特性を把握すること。</p>
--	--	---

表 4.1.32 対象事業実施区域及びその周辺において生息域が明らかとなっている重要な動物種の確認位置及び注目すべき生息地

種別	No.	分類群	種名・名称	
重要な動物種	1	哺乳類	カヤネズミ	
	2		オオハクチョウ	
	3		鳥類	ハクチョウ（コハクチョウと推定）
	4	昆虫類	シラコバト	
	5		ムスジイトトンボ	
	6		オオモノサシトンボ	
	7		サラサヤンマ	
	8		ヒメアカネ	
	9		クロツヤコオロギ	
	10		クチキコオロギ	
	11		ハルゼミ	
	12		タガメ	
	13		ゲンジボタル	
	14		オオルリハムシ	
	15		オオムラサキ	
	16		ムスジイトトンボ	
注目すべき生息地	17		鳥類	サギ類の集団繁殖地
	18		昆虫類	じゅん菜池（重要湿地）
	19		魚類	市川市大町周辺の谷津田（重要湿地）

【地域特性】

・事業実施区域及びその周辺に係る文献には、重要な動物種であるタガメやゲンジボタルの生息の記録があること。＜配慮書と同じ＞

4-111	4.1.5.2 植物の状況 (1)植物相の状況 ①維管束植物 重要な維管束植物 81科 305種	
4-118	②非維管束植物 重要な非維管束植物 11科 26種	
4-119	(2)植生の状況	
4-124	(3)重要な植物群落、巨樹・巨木林等の状況	

表 4.1.37 重要な植物群落等(特定植物群落、巨樹・巨木林、文化財)

種別	No.	行政区	樹種・名称・件数
特定植物群落	1	市川市	国府台、真間山の自然林(3箇所)
	2	松戸市	松戸浅間神社の森
	3	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷郷土の森
巨樹・巨木林	-	市川市	113本
	-	船橋市	18本
	-	松戸市	38本
	-	鎌ヶ谷市	21本
	-	八千代市	13本
	-	白井市	35本
文化財指定されている樹木等	1	市川市	伊勢諾神社ヘリギリ【市指定】
	2		愛宕神社イチョウ(2本)【市指定】
	3		権照庵マキ【市指定】
	4	松戸市	浅間神社の榎相林【県指定】
	5	鎌ヶ谷市	キンモクセイ【市指定】
	6		八幡・春日神社の森【市指定】
	7		根頭神社の森【市指定】
	8	白井市	西福寺の公孫樹【市指定】
	9		来迎寺の公孫樹【市指定】

4-127	4.1.5.3 生態系の状況	
4-137	4.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	
4-149	4.1.6.1 景観の状況 (1)景観資源の状況 ・対象事業実施区域及びその周辺には、自然的・文化的・歴史的景観資源が多く位置しており、主な景観資源として、対象事業実施区域内には大町周辺の森、豊作稲荷神社の林、八坂神社の森、市制記念公園等が、対象事業実施区域周辺には堀之内貝塚公園、梨畑と梨作りの風景(大町地区)、下総小金中野牧跡、上長殿熊野神社等が位置している。 4.1.7 一般環境中の放射性物質の状況 モニタリングポストとして、市川市立大柏小学校が位置しており、平成29年度における空間放射線量の日平均値(最小値~最大値)は0.047~0.058μSv/時となっており、県が設定する除染対策目標の0.23μSv/時を下回っている。	【地域特性】 ・事業実施区域及びその周辺には、「大町周辺の森」など、良好な自然環境、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が存在すること。 <配慮書と同じ>

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
	4.2 社会的状況	
4-153	4.2.1 人口及び産業の状況	
4-159	4.2.2 土地利用の状況	
4-163	4.2.2.2 都市計画の市街化区域、市街化調整区域及び用途地域の指定の状況 ・対象事業実施区域は、主に市街化調整区域に属している。また、対象事業実施区域周辺は、主に第一種低層住居専用地域や第一種住居地域となっている。	
4-168	4.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	
4-170	4.2.4 交通の状況	
4-173	4.2.4.2 自動車交通の状況 (1) 主要な道路網の分布 ・主要な道路としては、対象事業実施区域と一部区間並行する一般国道 464 号や対象事業実施区域の東端に一般国道 16 号があり、対象事業実施区域と交差する道路としては、一般国道 16 号のほかに、……。 ・また、本対象道路である北千葉道路と JCT で結ばれる東京外環自動車道（埼玉県三郷市三郷南 IC～千葉県市川市高谷 JCT）の約 15.5km 及び一般国道 298 号（一般国道 6 号～一般国道 357 号）の約 11.4km が平成 30 年 6 月 2 日に開通。	
4-181	4.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 ・対象事業実施区域内の教育施設としてはアンデルセン幼稚園、鎌ヶ谷みどり幼稚園、大町小学校、保育園としては小室保育園、おおぞら保育園等がある。 ・また、対象事業実施区域内の福祉施設としては、グレースケア市川、プレミアム東松戸、幸豊苑、コミュニティホームくぬぎ山、病院として初富保健病院等がある。	【地域特性】 ・事業実施区域及びその周辺は、概ね市街化されており、住宅、学校、福祉施設等が存在することから、特に、大気質、騒音及び振動に配慮が必要な地域であること。＜配慮書と同じ＞
4-203	4.2.6 下水道の整備の状況	
4-204	4.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	
4-273	4.2.8 地域における計画・戦略・目標等	
4-276	4.2.9 その他の事項	

第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

表 5.1.1 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

項目		影響要因の区分	検対象	手法		
環境要素の区分	調査の手法			予測の手法	評価の手法	
大気環境	大気質	自動車の走行	市街地 ⁽¹⁾	既存資料	市街地と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
	騒音					
動物		道路の存在	重要な種・群落の生息地等 ・重要な動物種 ⁽²⁾ ・鳥獣保護区 ⁽³⁾	既存資料	重要な種及び注目すべき生息地となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
植物		道路の存在	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物群落 ⁽⁴⁾ ・巨樹巨木林 ⁽⁵⁾	既存資料	重要な種及び群落の生育地となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
生態系		道路の存在	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・重要湿地 ⁽⁶⁾ ・自然環境保全地域 ⁽⁷⁾ ・特別緑地保全地区 ⁽⁸⁾	既存資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
景観		道路の存在	主要な景観資源等 ・主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源 ⁽⁹⁾	既存資料	主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理

5-5

表5.1.2 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階配慮事項	予測及び評価の結果
大気質	<ul style="list-style-type: none"> 市川市～鎌ヶ谷市間、鎌ヶ谷市～船橋市間のいずれの区間ルートも、一部が市街地を通過します。このため、大気質・騒音に影響を与える可能性があるとして評価します。
騒音	
動物	<ul style="list-style-type: none"> 市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、タガメヤゲンジボタルの一部の生息地を通過すると予測します。このため、動物に影響を与える可能性があるとして評価します。 鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、重要な種の生息地等の改変は生じません。このため、動物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
植物	<ul style="list-style-type: none"> 市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、重要な種の生育地等を回避していると予測します。このため、植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、重要な種・群落の生育地等の改変は生じません。このため、植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
生態系	<ul style="list-style-type: none"> 市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、まとまって存在する自然環境を回避していると予測します。このため、生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、まとまって存在する自然環境の改変は生じません。このため、生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
景観	<ul style="list-style-type: none"> 市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、主要な景観資源の大町周辺の森を通過すると予測します。このため、景観に影響を与える可能性があるとして評価します。 鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、主要な景観資源等の改変は生じません。このため、景観に影響を与える可能性は小さいものと評価します。

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
6-1	<p>第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解</p> <p>表 6.1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解</p>	
7-1	<p>第7章 計画段階環境配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解</p> <p>7.1 計画段階環境配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解</p> <p>7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解</p>	
7-4	<p>表 7.2.1(1) 千葉県知事からの意見の概要と都市計画決定権者の見解</p> <p>1. 総括的事項</p> <p>(1) 環境影響評価の実施に当たっては、各活動要素及び環境要素に係る影響について改めて検討した上で環境影響評価項目を適切に選定すること。</p> <p>「振動」及び「地下水の水質及び水位」については、配慮事項に選定されていないが、工事の実施や道路の供用による影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定すること。</p> <p>また、方法書においては、環境影響評価の対象としなかった項目について、その理由を明らかにすること。</p> <p>○都市計画決定権者の見解</p> <p>環境影響評価項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、低周波音、振動、水質、水文環境、地盤、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等を選定しました。</p> <p>また、国土交通省令に記載されている道路事業に係る参考項目のうち、地形及び地質は、重要な地形及び地質がなく、水質（水の濁り、水の汚れ）は、休憩所の設置がなく、放射線の量は、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがないため非選定としています。</p> <p>(2) 計画段階環境配慮書の手続きは、計画の立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行う制度であり、道路事業では、位置等に関する複数案を適切に設定するものとされ、複数案を設定しない場合には理由</p>	

	<p>を明らかにするものとされている。</p> <p>しかし、本計画では、事前に検討が進められた上で単一のルート案が提示されていることから、単一案とした検討経緯や理由について、具体的に整理すること。</p> <p>また、今後詳細な道路構造の検討に当たっては、可能な限り複数の案を検討することにより、環境の保全のため一層の配慮を行うこと。</p> <p>○都市計画決定権者の見解</p> <p>本事業のルートについては、成田空港等の拠点への広域高速移動の強化などの事業目的が達成可能であり、かつ、社会的影響や自然環境等に与える影響なども踏まえた結果、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案以外は現実的ではないと考え、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案とし、複数案を設定しないこととしました。</p> <p>構造については、専用部は、早期整備が可能な嵩上式（高架構造）を基本として、（仮称）北千葉 JCT から約 2km 区間について、既に開通済みの東京外かく環状道路との連続性等を考慮し、専用部は掘割式（掘割構造）又は地下式（トンネル構造）とすることを検討しています。また、北総鉄道との交差部周辺については、専用部は嵩上式（高架構造）又は地下式（トンネル構造）とすることを検討しています。具体的な構造については、今後、検討します。</p>	
7-5	<p>(3) 配慮書では、本事業が、大気質、騒音、動物及び景観について、影響を与える可能性があるとしている。このため、今後詳細な事業計画の検討に当たっては、これらの影響の回避又は低減に配慮すること。</p> <p>なお、動物への影響の検討に当たっては、その生息を支える植生や生態系を含めて配慮すること。</p>	
7-5	<p>○都市計画決定権者の見解</p> <p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質、騒音、動物、植物、生態系及び景観について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することのできる限り努めます。</p> <p>(4) 方法書以降の手続きにおいては、以下の事項について明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に一部供用されている区間（鎌ヶ谷市から船橋市までの一般国道 4 車線）の交通量や環境等の状況 ・今後供用が予定されている東京外かく環状道路等周辺道路の交通量や環境等の状況 ・東京外かく環状道路や国道 16 号等周辺道路との接続部の道路構造 	

7-6	<p>○都市計画決定権者の見解 今後の環境影響評価の手續きにおいて、東京外かく環状道路等の供用状況等を踏まえた計画交通量を推計し、環境への影響について予測及び評価を行います。</p>	
7-6	<p>2 各論 (1) 大気環境（大気質、騒音及び振動） ① 本計画道路は、市街化された区域を通過することから、道路構造の検討に当たっては、大気質、騒音及び振動への影響を回避又は低減すること。 なお、騒音については、低減効果が認められる排水性舗装の採用等による対策を検討すること。</p>	
7-6	<p>○都市計画決定権者の見解 今後の環境影響評価の手續きにおいて、大気質、騒音、振動への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。</p>	
7-6	<p>② 高架構造の検討に当たっては、超低周波音の発生の影響について検討するとともに、影響を回避又は低減すること。</p>	
7-6	<p>○都市計画決定権者の見解 今後の環境影響評価の手續きにおいて、超低周波音の影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。</p>	
7-6	<p>③ 方法書以降の手續きにおいては、東京外かく環状道路等の周辺道路との接続部分の構造、周辺道路の交通量の増加及び交通流の変化、並びに将来の成田空港の拡大等を踏まえた本計画道路の交通需要を考慮して、適切に環境影響評価を行うこと。</p>	
7-6	<p>○都市計画決定権者の見解 今後の環境影響評価の手續きにおいて、東京外かく環状道路等の供用状況等を踏まえた計画交通量を推計し、環境への影響について予測及び評価を行います。</p>	
7-7	<p>④ PM_{2.5}について、今後の予測技術の進展に応じた予測、評価の実施について検討すること。</p> <p>○都市計画決定権者の見解 PM_{2.5}は、複雑な物理・化学過程で変化することから、具体的な環境影響評価の手法はまだ確立されていないのが現状です。このため、関係する技術動向の把握に努めます。</p>	
7-7	<p>(2) 水環境 東京外かく環状道路と接続する区間は、掘割構造（地下部）</p>	

	<p>とすることなどから、道路構造の検討に当たっては、地下水の流動への影響について検討するとともに、影響を回避又は低減すること。</p> <p>また、帯水層が遮断されることによる地下水位への影響を検討し、必要に応じ、対策についても検討すること。</p> <p>○都市計画決定権者の見解</p> <p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、地下水への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することのできる限り努めます。</p>	
7-7	<p>(3) 動物、植物及び生態系</p> <p>① 事業実施想定区域及びその周辺には、市街化が進んだ県北西部に残る貴重な自然が存在していることから、道路構造の検討に当たっては、自然環境への影響を回避又は低減すること。</p> <p>② 市川市大町周辺は、湧水とそれに続く湿地帯が貴重な自然環境を形成していることから、今後詳細な事業計画の検討に当たっては、湧水への影響を回避又は低減すること。</p> <p>③ 高架構造の検討に当たっては、鳥類の生息環境への影響について検討するとともに、影響を回避又は低減すること。</p> <p>○都市計画決定権者の見解</p> <p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、動物、植物及び生態系への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することのできる限り努めます。</p>	
7-7	<p>(4) 景観</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、「大町周辺の森」など主要な景観資源が存在していることから、道路の構造検討に当たっては、景観への影響を回避又は低減すること。</p> <p>○都市計画決定権者の見解</p> <p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、景観への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、環境保全措置を検討し、回避又は低減することのできる限り努めます。</p>	
7-7	<p>(5) 廃棄物等</p> <p>建設工事に伴い発生する掘削土砂等について、発生量の抑制、再利用及び適正な処理等に配慮した計画とすること。</p> <p>○都市計画決定権者の見解</p> <p>事業実施にあたって、建設副産物の発生抑制、再利用及び適切な処理にできる限り努めます。</p>	

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
8-1	第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 8.1 専門家等による技術的助言	【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (全般) ・環境影響評価の実施に当たっては、環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。
8-3	8.2 環境影響評価の項目	

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用				
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬・用いる車両の運行	切土等土壌の除去	掘削機、トンネル工事の振動	工事用ダンプ等の設置	工事用設備の設置	道路・歩表式は掘削等の存在	道路・歩表式は掘削等の存在	道路・歩表式は掘削等の存在	道路・歩表式は掘削等の存在	道路・歩表式は掘削等の存在	自動車等の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●								○	
			粉じん等	○	○									
		騒音	騒音	○	○									○
		低周波音	低周波音											●
		振動	振動	○	○									○
	水環境	水質	水の濁り			●		●						
			水文環境	河川			●	●		●		●		
			地下水			●	●		●		●			
	土壌に係る環境 その他の環境	地盤	地盤沈下				●		●		●			
			その他の環境要素	日照障害										○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●					○		○				
	植物	重要な種及び群落						○		○				
	生態系	地域を特徴づける生態系						○		○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場										○		
環境への負荷の量の程度により予測、評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○										

【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】
(全般)
・環境影響評価の実施に当たっては、環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。

【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】
(大気質)
・PM_{2.5}について、今後の予測技術の進展に応じた予測、評価の実施について検討すること。

・PM_{2.5}を予測評価に加えるべき。(住民)

注1) 表中の“○”印は道路事業に係る参考項目であり、本事業においても環境影響評価項目として選定した項目、
“●”印は道路事業に係る参考項目ではないものの、事業特性、地域特性から環境影響評価項目として選定した項目
“**太枠**”印は計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
	<p data-bbox="292 273 762 306">8.3 調査、予測及び評価の手法</p>	<p data-bbox="837 273 1444 344">【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (全般)</p> <p data-bbox="837 353 1444 584">・ 施工時の建設機械の稼働及び資材等運搬車両の運行に係る調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定に当たっては、施工区域、施工工程等の工事計画を示し、工事用車両の使用時期や台数等を明らかにした上で、その選定理由を示すこと。</p> <p data-bbox="837 593 1444 741">また、予測対象時期については、対象事業実施区域が広範であり、予測地点ごとに設定すべき時期が異なると想定されることから、施工計画を踏まえ、適切に設定すること。</p> <p data-bbox="837 792 1444 864">【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (全般)</p> <p data-bbox="837 873 1444 1021">・ 供用時における調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定に当たっては、道路構造や計画交通量等を明らかにした上で、その選定理由を示すこと。</p> <p data-bbox="837 1072 1444 1144">【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (全般)</p> <p data-bbox="837 1153 1444 1301">・ 本事業の実施により、周辺道路では交通量が増加し、また交通流も変化すると想定されることから、周辺道路の現況について調査した上で、予測及び評価を行うこと。</p> <p data-bbox="837 1352 1444 1424">【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (全般)</p> <p data-bbox="837 1433 1444 1581">・ 高架構造の区間において、近隣にマンション等の高層建築物がある場合は、必要に応じて、高層階への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。</p>

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
8-7	<p>大気質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 <p>○工事の実施（建設機械の稼働）</p> <p>【調査の手法】</p> <p>5. 調査期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>既存資料調査については、最新年度を含む過去5カ年を基本とします。</u> <p>【予測の手法】</p> <p>1. 予測の基本的な手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>拡散モデルによる拡散式を用いて、年平均値を予測します。拡散式は、正規型ブルーム式（有風時）及び積分型簡易パフ式（弱風時）を用います。</u> <p>○工事の実施 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）</p> <p>【調査の手法】</p> <p>5. 調査期間等 （工事の実施時と同様）</p> <p>【予測の手法】</p> <p>1. 予測の基本的な手法 （工事の実施時と同様）</p> <p>○土地又は工作物の存在及び供用 （自動車の走行）</p> <p>【調査の手法】</p> <p>5. 調査期間等 （工事の実施時と同様）</p> <p>【予測の手法】</p> <p>1. 予測の基本的な手法 （工事の実施時と同様）</p>	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 （大気質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象データの異常年検定を行う場合は、千葉県環境影響評価技術細目を参考に、基準年度を含めた直近11年間の既存資料調査を行うこと。 <p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 （大気質・騒音・振動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気質、騒音及び振動の予測に当たっては、道路構造（平面、高架、掘割、インターチェンジ等）ごとの影響が適切に反映できる手法を選択すること。 <p>・ 外環道路と接続する北千葉ジャンクション、その他のインターチェンジ、接続道路（新設道路を含め）との交差点周辺のような影響の大きい地域を予測地点、地域とする。（住民）</p> <p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 （大気質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気質について、採用した予測式、パラメータ、バックグラウンド濃度等の設定根拠を明らかにするとともに、その妥当性を示すこと。
8-9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 粉じん等 <p>○工事の実施 （建設機械の稼働）</p> <p>○工事の実施 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）</p>	

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
<p>8-11 図 8-43</p> <p>8-13</p>	<p>騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音 <p>○工事の実施 (建設機械の稼働)</p> <p>○工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)</p> <p>○土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)</p>	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (騒音・低周波音・振動)</p> <p>・対象事業実施区域の内、鎌ヶ谷市から船橋市までの間においては、北総鉄道が併設されていることから、予め、同鉄道の影響を含めた騒音、低周波音及び振動について、適切に現況を把握すること。</p>
<p>8-15 図 8-43</p>	<p>低周波音</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低周波音 <p>○土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)</p>	
<p>8-17 図 8-43</p> <p>8-19</p>	<p>振動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振動 <p>○工事の実施 (建設機械の稼働)</p> <p>○工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)</p> <p>○土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)</p>	

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
8-21	<p>水質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水の濁り <p>○工事の実施 (切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工所用道路等の設置)</p>	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (水質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工時の水の汚れについて、地盤改良等により周辺水域への影響が想定される場合は、環境影響評価項目に追加し、調査、予測及び評価を行うこと。 <p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (水質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用時の水質について、路面排水、特にファーストフラッシュによる周辺水域への影響を検討し、必要に応じて対策を講じること。
<p>8-23 図 8-47</p> <p>8-25 図 8-47</p>	<p>水文環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川 <p>○工事の実施 (切土工等又は既存の工作物の除去、掘削工事、トンネル工事の実施)</p> <p>○土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式、地下式)の存在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水 <p>○工事の実施 (切土工等又は既存の工作物の除去、掘削工事、トンネル工事の実施)</p> <p>【当該項目に関連する事業特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>道路構造</u>は、地表式(盛土構造、切土構造)、掘割式(掘割構造)、嵩上式(高架構造)、地下式(トンネル構造)を計画しています。 <p>○土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式、地下式)の存在)</p>	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (水文環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水文環境に係る地下水の流れ及び水位について、トンネル等地下構造となる箇所では、施工方法によって影響が異なることから、当該箇所での施工方法を明らかにした上で、調査、予測及び評価を行うこと。

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
<p>8-27 図 8-47</p>	<p>地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤沈下 <p>○工事の実施 (掘削工事、トンネル工事の実施)</p> <p>○土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式、地下式)の存在)</p>	
<p>8-29 図 8-45</p>	<p>その他の環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日照障害 <p>○土地又は工作物の存在及び供用 (道路(嵩上式)の存在)</p>	

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
<p>8-31 図 8-49</p>	<p>動物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な種及び注目すべき生息地 <p>○工事の実施 (建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工所用道路等の設置)</p> <p>○土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式)の存在、道路(嵩上式)の存在)</p> <p>【調査の手法】</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>1) 動物相の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両生類：4季 (早春季、春季、夏季、冬季) ・ 爬虫類：3季 (春季、夏季、秋季) ・ 昆虫類：4季 (春季、初夏、夏季、冬季) 	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (動物・植物・生態系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物・生態系について、本事業の実施により、残された貴重な自然環境が分断、縮小されることを踏まえ、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。 <p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (動物・植物・生態系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物の調査に当たっては、事業特性や地域特性を踏まえ、調査地点、調査ルート、調査頻度やトラップ数等を適切に設定すること。特に、文献において生息が確認されている重要な動植物については、適切に調査を行うこと。 <p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (動物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 爬虫類について、千葉県環境影響評価技術細目を参考に、春から秋にかけて少なくとも3季4回の調査を実施すること。
<p>8-33 図 8-49</p>	<p>植物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な種及び注目すべき生息地 <p>○工事の実施 (建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工所用道路等の設置)</p> <p>○土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式)の存在、道路(嵩上式)の存在)</p> <p>【調査の手法】</p> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>1) 植物相の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査は、できる限り環境への影響が少ない、個体の目視、必要に応じて個体の採取による方法とします。具体的な調査方法は以下のとおりです。 ・ 植物相：直接観察及び採取 ・ 植生：植物社会学的調査法 	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (植物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植物について、現存植生図を作成の上、調査地域の植生分布の特性を適切に把握すること。

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
<p>8-35 図 8-49</p>	<p>生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域を特徴づける生態系 <p>○工事の実施 (建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置)</p> <p>○土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式)の存在、道路(嵩上式)の存在)</p> <p>【調査の手法】</p> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物に係る概況 現地調査は、個体や痕跡の目視、鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とし、「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結果を活用します。 ・ その他の自然環境に係る概況 現地踏査により、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。植物群落については、「植物」の調査結果を活用します。 <p>2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注目種、群集の生態、他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・ 注目種、群集の分布状況、注目種、群集の生息、生育状況 「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結果を活用します。 ・ 注目種、群集の生息環境もしくは生育環境 「1) 動植物その他の自然環境に係る概況」と同じとします。 	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (生態系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系について、事業特性及び地域特性を踏まえ、上位性、典型性及び特殊性の各視点から、注目種及び群集を適切に選定すること。 ・ 貴重種だけでなく、地域を特徴づけている一般的な種の保全の見地から、樹林、草原、湿地への影響を予測評価すべきである。(住民)

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
<p>8-37 図 8-51</p>	<p>景観 ・ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p> <p>○土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式)の存在、道路(嵩上式)の存在)</p> <p>【当該項目に関連する地域特性】 2. 主な眺望点と眺望景観の状況 ・ <u>主な眺望点として、対象事業実施区域内には市制記念公園が、対象事業実施区域周辺には堀之内貝塚公園、かまがやスカイビュー等が位置しています。</u></p> <p>【調査の手法】 5. 調査期間等 ・ 調査時期は、主要な眺望点の利用状況、景観資源の特性を踏まえて<u>主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯</u>とします。</p>	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (景観) ・ 景観について、高架構造で市街地を通過することから、多くの人が集まる駅や公園等、生活者の視点を考慮した眺望点についても選定すること。</p> <p>・ 本道路は、高架構造で市街地を通ることから、そこで生活する人にとっては、日常的に高架構造物を目にすることとなるので、その影響は非常に大きい。選定している主要な眺望点に、多くの人が集まる駅や公園などを入れていただくとよい。生活者の視点を加味した調査をしていただきたい。(委員)</p> <p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (景観) ・ 景観について、季節別の特性を踏まえ、適切に調査時期を設定すること。</p>

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
<p>8-39 図 8-53</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場 ・ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>○土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式)の存在、 道路(嵩上式)の存在)</p> <p>【調査の手法】 5. 調査期間等 ・調査時期は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を踏まえて、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。</p> <p>【予測の基本的な手法】 1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び取り巻く自然資源と対象事業実施区域を重ね合わせ、<u>図上解析</u>することにより、改変の位置、程度を把握します。</p>	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (人触れ) ・人と自然との触れ合いの活動の場について、季節別の特性を踏まえ、適切に調査時期を設定すること。</p> <p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (人触れ) ・人と自然との触れ合いの活動の場について、活動の場が残されていても、地域の分断等により人がその場所へ移動することが困難になる場合も想定されることから、人の動線を考慮し、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>・活動の場が残されていても、例えば地域の分断により、人がその場所へ到達することが困難になる場合もあると思うので、本事業によりどのような影響を受けるのか、<u>図上解析</u>では人の動線を入れるなどしていただきたい。(委員)</p>

ページ	方法書の記載概要	指摘事項等
<p>8-41 (図無し)</p>	<p>廃棄物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事に伴う副産物 <p>○工事の実施 (切土工等又は既存の工作物の除去)</p> <p>【当該項目に関連する事業特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>道路構造は、地表式（盛土構造、切土構造）、掘割式（掘割構造）、嵩上式（高架構造）、地下式（トンネル構造）を計画しています。</u> ・ <u>工事の実施（土工等又は既存の工作物の除去）により、発生する建設副産物（建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）が対象事業実施区域外に搬出され、環境影響を及ぼす可能性が考えられます。</u> <p>【評価の手法】</p> <p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、事業者の見解を明らかにすることにより評価します。</u> 	<p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (廃棄物等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>廃棄物等について、施工方法により発生量が異なると想定されることから、道路構造等を踏まえた工事計画を考慮し、調査、予測及び評価を行うこと。</u> <p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (廃棄物等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施工時に発生する伐採木について、本事業の実施による発生量を明らかにした上で、必要に応じて、調査、予測及び評価を行うこと。</u> <p>【評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】 (廃棄物等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>廃棄物等の評価に当たっては、「千葉県建設リサイクル推進計画2016」と整合を図ること。</u>